

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成27年3月23日(月)
会議時間 12時26分開会 12時46分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 中島里司
副委員長 : 安田 薫
委 員 : 高橋政悦、奥秋康子、西山輝和
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 佐藤秀美、係長 : 渋谷直親
- 5 説明員
- 6 議 件
(1) 予算審査特別委員会での質疑・答弁について

(2) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

議件(1) 予算審査特別委員会での質疑・答弁について

委員長：(中島里司) 定例会が終了した後でお疲れのところ申し訳ないが議運を招集した。今回の定例議会の中で議運の中で考える必要があるところがあると思う、急ぎ集まっていた。質疑のやり取りについて執行に申し入れをしたいと思っている。それぞれ考えがあれは聞かせて欲しい。

今回、議長と打ち合わせをした中で、予算委員会については係長まで出席を許可しているが、その時の質疑が的を得ていない質疑と、非常に要領を得ない答弁が多かった。議員が聞いていることに対して的を得た答弁が少なかったと思っている。それらについて執行側には適切な答弁をしてもらうことにより、質問側もしっかりと質問することが可能になってくるのではと思う。賛司が得られれば執行側へ申し入れを行いたい。意見があれは願う。時間が短いので速やかにお願いしたい。

高橋委員：この手の話題は全員協議会でやった方がいいと思う。

委員長：手順があるので、これは議運から持ち掛けなければならぬと思う。終わったばかりで熱が冷めないうちに申し入れをして、事後報告の形で議長の許可をいただいた後に全員協議会へ申し入れて報告をしたいと思う。

高橋委員：議運で問題ありということで、全員協議会で行うのが筋ではないか。

委員長：意見として聞いておきます。

安田委員：委員長が言われたとおり、早くにこの状況を議運で相談できたなら執行者に申し入れするべきと思う。

奥秋委員：今回の予算委員会でもこちらからの質問に対して少しずれた答弁があったり、答えてくれないこともあった。議運から口頭で申し入れできるならその形でやってよいのでは。

西山委員：難しいと思うが、今回やって執行側と違う意見が出てくる場面もあったけれども、そういうところをお願いできるのであればした方がよいと思う。

委員長：答弁の食い違いは当然あるし、予算との関わりもあつて的確な答弁ができない場合もあると思う。ただ今回感じたのは、議員が質問したことに対して、ダメであってもダメという話が全然できていない。聞いていないことを答弁としている傾向にあった。高橋委員が言われるように、全員協議会に関わることは議長が諮問を議運に出すが、こういった場所において議長に持ち掛けていかなければ全員協議会へ誰が持ち出すことになるのか。一定の協議をここで行って、最終的に議長から出していた方がいいと思う。今回急ぎ開催して申し入れを一度しておくことが必要ではないかと思う。控室ではよく話が出ているが、執行側へ申し入れをしたことはない。全員協議会で漠然とした協議ということにもならないので、議運で協議してということでは伺いを立てたいと考えている。全員協議会へは事後報告になると思うが。

加来議長：議運で所管する議会の運営に関することから、方向を出していただければ対応することになるので、皆さんで決めていただいた方向でいきたいと思う。その後全員の場で町の対応を含めた中で報告することも一つの方法であると思う。

委員長：高橋委員、急だけれども理事者がいければ私と副委員長の二人で行って、こういう話をしたということ、聞いた話だと庁内会議で諮る機会があるそうなので、議運として議長からお許しをいただいたので申し出をしたいと思っている。その後に全員協議会の場で事後報告になるが、議員間の意見交換等で次に前進するものがあれば、そこに取り組んでいきたいと思う。高橋委員は了解していただけるか。

高橋委員：はっきり言って了解できないけれども、委員長・副委員長が議員全員の意見をくみ取っているのだから納得する。ただ、それぞれの意見を聴取せず、議運で委員の誰かが全てを把握していれば聞けが、それもなしに勝手に申し入れをする。というのはどうかと思う。

委員長：議長も言われたが、議会に関することはある程度は制限なり、議運に与えられているので時間があつて全員協議会をするのであればできるけれども当分ないということなので、早急に申し入れをしていきたい。全員協議会に申し入れをして、そこで意見が仕ればこれだけでいいので、皆さんの意見を聞きながら方法を考えていきたいと思う。

高橋委員：それならば議運を開く前に議長に申し入れをして、全員協議会を開いた上で議運を開くべきだと思うが。

委員長：それは考え方で。本会議が終了してすぐという考え方もあったかもしれないが、そこについてどちらがよいのかはわからない。とにかく早急に申し入れしなければならぬという考え方でいたので今回お願いをして開催している。議運だから全てよいということではないが、基本的に議会の運営に関わつての事項は、方向性をこの委員会で見せるというように考えている。手順としてあつているかどうかは先ほど言ったとおり。理解できないか仕方がないという程度でも許していただければ執行側への申し入れを行いたいと思う。

加来議長：過去にも質疑のあり方について申し入れを行った経緯はある。

委員長：急ぎ申し入れを行うのは過去にはなかったかもしれない。

奥秋委員：議運としてはある程度の制限を任されてということで、急を要する判断として結果は事後報告でも構わない

と思う。執行側への申し入れは行ってよいと思う。

委員長：高橋委員の最終的な考え方はわかりかね。

高橋委員：本心は納得できない。先ほど述べたやり方が正しいと思っている。それが今までのルールと反しているならば、私は議会運営委員会の委員は相応しくないということで退任させていただいても構わない。

委員長：休憩します。

【休憩12:40】

委員長：再開します。

【再開12:43】

委員長：高橋委員が先ほど退任させてもらってもいいということは記録もとっているので、取り消していただけますか。

高橋委員：相応しいかどうかの話ですが。

安田委員：休憩中ですか。

委員長：いいえ。あれば意見を言ってください。一言一句頭に入っている訳で、そういう言葉はこの委員会の中で自分の言った意見が通らなかつたら俺は降る。と言っているようにもとらえられる可能性がある。私はその部分について取り消してもらいたいと思うがわかりかね。

高橋委員：前段、委員に相応しくなければ退任しても構わないといったのは取り消します。ただし、退任するというのが、責任を放棄するという意味ではありません。意見が合わなかつた場合、違う立場から意見を述べさせていただきたいという気持ちがあることを申し添えます。

委員長：その程度でこの話は閉じます。改めて執行に申し込むということで賛否を取らせていただきます。申し入れをすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手した委員：奥秋・安田・西山)

全員一致でなければ問題あるだろうか。

加味議長：最終的には多数決で。民主主義ですから。

委員長：それでは賛成者多数ということで、執行の都合がつかば、午後から執行側へ申し入れを行いたいと思う。議長の都合がつかば福委員長と共に同席をお願いします。

他に意見ありますか。なければ本日の会議はこれで終了します。